

円谷フィールドホールディングス

サステナブル調達方針・取引先ガイドライン

Ver 1.0

円谷フィールズホールディングス サステナブル調達方針

当社グループは、「すべての人に最高の余暇を」の企業理念のもと、エンタテインメントや新しい商品・サービスを通じて人々の娯楽や余暇を豊かにし、ひいては社会全体の幸せにつなげていきたいと考えています。その実現には、責任ある調達活動と持続的なサプライチェーンが欠かせません。当社グループは国際的な規範に基づき、自社の人権方針・環境方針と整合しながら、パートナーの皆さまと共に社会的責任を果たしていきます。

1. 人権の尊重

すべての人々の基本的人権を尊重し、差別やハラスメントを排除します。多様性を尊重し、安心して働ける環境づくりに貢献します。

2. 労働に対する責任

児童労働や強制労働を禁止し、労働者の結社の自由と団体交渉権を尊重します。適正な労働時間と公正な賃金を確保します。

3. 安全と健康

従業員や関係者の健康と安全を最優先に考え、労働災害防止や衛生管理体制を整えます。

4. 環境への配慮

気候変動への対応、資源の有効活用、廃棄物削減に取り組みます。化学物質の適正管理や汚染防止も重視します。これらの基本的な考え方は当社の環境方針に則っています。

5. 公正な取引

贈収賄や汚職などの不正行為を禁止し、公正で透明な取引を徹底します。自由で健全な競争を尊重します。

6. 法令遵守と企業倫理

国内外の法令や規制を遵守し、社会規範や倫理に基づく責任ある行動をとります。

7. 情報開示と説明責任

調達活動や取引に関わる情報を適切に開示し、透明性を高めます。社会やステークホルダーへの説明責任を果たします。

8. 商品の品質と安全性

商品やサービスの品質と安全性を最優先とし、消費者の信頼に応えます。問題が生じた場合は迅速かつ誠実に対応します。

9. 情報管理とプライバシー保護

個人情報や機密情報を適切に保護し、情報漏洩や不正利用を防止します。

10. 知的財産の尊重

当社および第三者の知的財産権を尊重し、不正使用や侵害を行わない責任ある事業活動を推進します。

取引先ガイドライン

取引先の皆様へのお願い

当社グループは、「すべての人に最高の余暇を」という理念の実現にあたり、取引先・パートナーの皆さまと協働してサステナビリティを推進することが不可欠であると考えています。本ガイドラインの趣旨をご理解いただき、日々の事業活動においてともに実践していただけますようお願い申し上げます。

また、皆さまのサプライチェーンにおいても本ガイドラインをご共有いただき、理解の促進と取り組みの拡大にお力添えいただければ幸いです。当社は必要に応じて取り組み状況の確認をお願いする場合があります。改善が必要な事項が判明した際には、具体的な是正措置と報告をお願いすることがございます。

今後も社会環境や法規制の変化にあわせて、本ガイドラインを適宜、見直し・更新してまいります。

取引先ガイドライン

1. 人権の尊重

(1-1) 差別の禁止

多様性を尊重し、求人・育成・評価における差別（人種、信条、性別、年齢、社会的身分、門地、国籍、民族、宗教、出身地域、皮膚の色、性的指向、性自認、障がいの有無、妊娠、政治的見解、組合加入の有無、配偶者の有無等による処遇の差）をなくし、機会均等と処遇における公平の実現に努める。なお、これらについて通報等があった場合には、通報者に対し不利益とならないよう配慮する。

(1-2) 非人道的な扱いの禁止

労働者の人権を尊重し、虐待や各種ハラスメント（嫌がらせ）をはじめとする過酷で非人道的な扱いを行わない。

非人道的扱いとは、虐待（精神的・肉体的）、体罰、セクシャルハラスメント（性的嫌がらせ）、パワーハラスメント（暴言による嫌がらせや威圧的行為）、マタニティハラスメント等をいう。

2. 労働に対する責任

(2-1) 強制的な労働の禁止

強制的な労働を行わない。強制的な労働とは、暴行、脅迫、監禁その他の精神又は

身体を自由に拘束する等自らの意思によらないすべての労働のことをいう。

自由な離職の権利を尊重し、身分証明書・パスポート・労働許可証の雇用者への預託を義務付ける行為を行わない。

(2-2) 児童労働の禁止、若年労働者への配慮

国内法およびILO（国際労働機関）の定める最低就業年齢に満たない児童を雇用せず、また児童や18歳未満の若年労働者の発達や健康、安全を損なうおそれのある危険有害業務（夜勤や残業等を含む）をさせない。

(2-3) 労働時間への配慮

事業を行う全ての国の法令等の要求事項を満たすよう、労働者の労働時間・休日・休暇を管理する。

(2-4) 適切な賃金と手当

事業を行う全ての国の、労働者に支払われる賃金、残業代および法的に定められた手当や賃金控除に関する、法令等を遵守する。労働者に少なくとも生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金（生活賃金）の支払いを確保し、また不当な賃金減額を行わない。

(2-5) 結社の自由、団体交渉権

労働環境や賃金水準等の労使間協議を実現する手段としての労働者の団結権（結社の自由、団体交渉権等）を尊重する。

3. 安全と健康

(3-1) 労働安全

職場の安全に対するリスク（就業中に発生する事故や健康障害の潜在的なリスク）を把握し、適切な設計や技術・管理手段をもって安全確保する。特に妊娠中の女性および授乳期間中の母親への合理的な配慮をする。

(3-2) 緊急時への備え

生命・身体の安全を守るため、発生しうる災害・事故のリスクを把握し、緊急対策時の行動手順の作成、必要な設備等の設置、災害時の行動に関する教育や訓練を行う。

(3-3) 労働災害・労働疾病

労働災害および労働疾病の状況を把握し、また適切な対策を講じる。

(3-4) 産業衛生

職場において人体に有害な化学物質および騒音や悪臭等に接する状況を把握し、また適切な対策を講じる。

(3-5) 身体的負荷のかかる作業への配慮

身体的に負荷のかかる作業を把握のうえ、災害・疾病につながらないように適切に管理する。

(3-6) 機械装置の安全対策

労働者が使用する機械装置等について安全上のリスクを把握し、機械装置等に適切な安全対策を講じる。

(3-7) 施設の安全衛生

労働者に提供される施設（寮、食堂、トイレ等）の安全衛生を適切に確保する。

(3-8) 安全衛生のコミュニケーション

労働者が被る職場の危険の可能性について、適切な安全衛生関連の情報と教育・訓練を労働者が理解できる言語で提供し、労働者から安全に関わる意見を提言できる仕組みを構築する。

(3-9) 労働者の健康管理

全ての労働者の健康維持のために、適切な健康管理を行う。

4. 環境への配慮

(4-1) 環境許可と報告

事業を行う全ての国の法令等に従い、事業に必要な許認可・承認を取得し、また必ず要求された管理を行い、行政に報告する。

(4-2) エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減

資源の有効活用と省資源・省エネルギー活動を推進する。また、温室効果ガス排出量の削減に継続的に取り組む。

(4-3) 大気への排出

事業を行う全ての国の、排気に関する法令等を遵守し、大気汚染の防止活動を推進する。

(4-4) 水の管理

事業を行う全ての国の、排水に関する法令等を遵守し、使用する水資源の使用・排出をモニタリングし、節水する。

(4-5) 資源の有効活用と廃棄物管理

事業を行う全ての国の、資源の有効活用と廃棄物管理に関する法令等を遵守し、適切な管理を行うことにより、リデュース、リユース、リサイクルを推進し、資源の有効活用を図り、廃棄物の発生を最低限に抑える。

(4-6) 化学物質管理

事業を行う全ての国の、特定の物質の使用禁止に関する法令等および顧客要求を遵守する。

(4-7) 製品含有化学物質の管理

製品においても、事業を行う全ての国の、特定の物質の使用禁止に関する法令等および顧客要求を遵守する。

5. 公正な取引

(5-1) 腐敗防止

あらゆる種類の贈収賄、腐敗、恐喝および横領等を行わず、すべての公務員や社員等に対して贈賄や違法な政治献金等を行わない。

(5-2) 不適切な利益供与および受領の禁止

すべての公務員や社員等に対して、不適切な利益の供与や受領を行わず、反社会的勢力との関係を排除する。

(5-3) 公正なビジネスの遂行

公正・透明・自由な競争を阻害する行為を行わない。公正な事業、競争、広告を行う。

(5-4) 通報者の保護

不正行為を予防するための活動を行い、また早期に発見し対応するための制度を整える。通報内容の機密性および通報者の匿名性を確保し、通報者が報復等の不利益な扱いを受けないように適切な管理をする。

(5-5) 責任ある鉱物調達

製造している製品に含まれるタンタル、錫、タングステンおよび金等の鉱物が、紛争地域および高リスク地域で深刻な人権侵害、環境破壊、汚職、紛争等を引き起こす、またはそれらに加担していないかの自己評価を行うとともに調達先への確認を行う。

6. 法令遵守と企業倫理

(6-1) 法令遵守・国際規範の尊重

自社のみならずサプライチェーンを通じて、自国および事業を行う全ての国において適用される法規制と国際規範を遵守する。

7. 情報開示と説明責任

(7-1) 適切な情報開示

適用される法令等に則って、労働・安全衛生・環境活動・事業活動・組織構造・財務状況・業績に関する情報提供・開示を行う。

8. 商品の品質と安全性

(8-1) 製品の安全性の確保

自社の責任で製品設計を行う場合、製品が事業を行う全ての国の法令等で定める安全基準を満たす。十分な製品安全性を確保できる設計を行い、製造者としての責任を考慮して販売する。

(8-2) 品質管理

製品・サービスの品質に関して適用される、すべての法規制を遵守するのみならず、自らの品質基準、顧客要求事項を遵守する。

(8-3) 正確な製品・サービス情報の提供

製品・サービスに関する、正確で誤解を与えない情報を提供する。

9. 情報管理とプライバシー保護

(9-1) サイバー攻撃に対する防御

サイバー攻撃等からの脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害が生じないように管理する。

(9-2) 個人情報の保護

取引先・顧客・第三者・自社労働者の個人情報に関する法令等を遵守し、適切に管理・保護する。

(9-3) 機密情報の漏洩防止

自社のみならず、顧客や第三者から受領した機密情報を、適切に管理する。

10. 知的財産の尊重

(10-1) 知的財産の尊重

知的財産を尊重し、技術やノウハウの移転は知的財産が守られた形で行う。また、他者の知的財産権を侵害しない。